

駐車監視員活動ガイドライン

【赤坂 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	国道246号	青山通り	赤坂3-1先赤坂見附交差点	南青山5-10先	7:30-翌3	
2	都道405号	外堀通り	元赤坂2-1先迎賓館東門北側	虎ノ門2-1先	9-翌3	
3	都道412号	六本木通り	赤坂1-1先溜池交差点	赤坂1-12先	7:30-翌3	
			南青山7-10先高樹町交差点	南青山7-1先		
4	都道418号	外苑西通り	北青山2-11先	西麻布2-10先	9-翌3	
5	主要地方道319号	外苑東通り	元赤坂2-2先～南青山1-1先青山通り青山一丁目交差点～南青山1-2先～赤坂9-7先東京ミッドタウン前交差点		9-翌3	
6	外堀環状線	環二通り	虎ノ門2-2先	虎ノ門2-2先	7-翌3	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	都道413号	赤坂通り	赤坂2-5先山王下交差点	南青山6-5先根津美術館前交差点	9-翌3	
2		みゆき通り	南青山6-1先根津美術館前交差点	南青山5-1先表参道交差点		
3		表参道	北青山3-6先表参道交差点	北青山3-6先		
4	区道	高樹町通り (骨董通り)	南青山5-9先	南青山6-6先高樹町交差点	7:30-21	
5	主要地方道319号	環状3号線	南青山2-2先	南青山2-33先	9-21	
6	区道	スタジアム通り	北青山2-7先外苑前交差点	北青山2-8先ラグビー場前	9-19	
7	区道	新坂	赤坂8-13先赤坂小前交差点	赤坂8-1先	9-翌3	
8	区道	山脇学園の通り	赤坂4-18先赤坂支所前交差点	赤坂4-1先	9-翌3	
9	区道	円通寺通り	赤坂5-2先	赤坂5-1先	9-翌3	
10	区道	ミッドタウンの通り	赤坂6-15先赤坂小前交差点	赤坂9-7先東京ミッドタウン前交差点	9-翌3	
11	都道414号	並木通り	北青山2-1先青山2丁目交差点	北青山2-1先	9-21	
12	区道	消防署前通り	南青山2-12先	南青山2-16先	9-21	
13	区道	氷川坂	赤坂6-8先	赤坂6-10先	9-21	
14	区道	駒沢通り	南青山7-1先	南青山7-2先	9-20	

重点地域

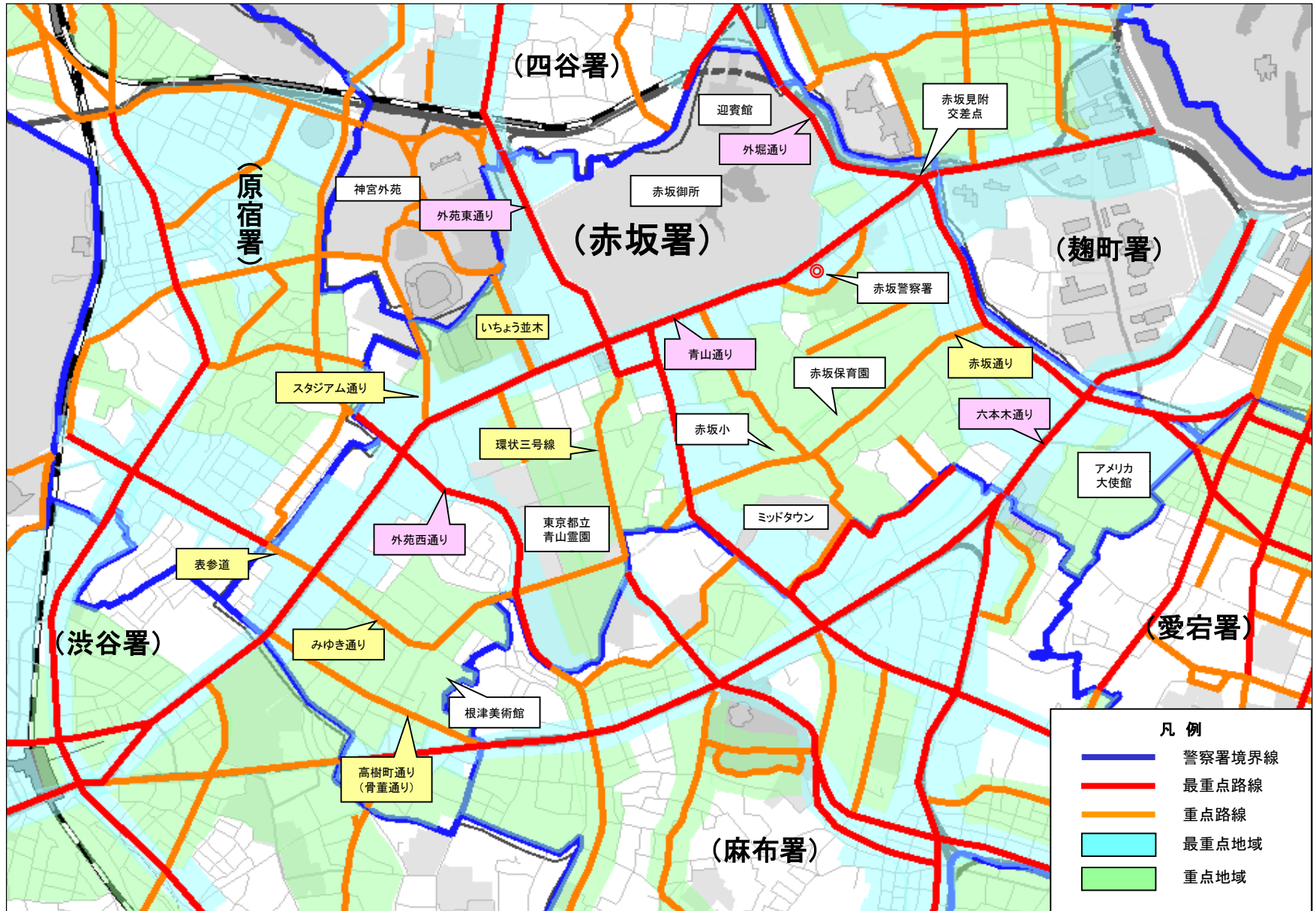
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	最重点路線(青山通り、外苑西通り、外苑東通り、外堀通り)周辺	9-翌3	
2	最重点路線 (六本木通り)周辺	7:30- 翌3:00	赤坂1-1先溜池交差点~赤坂1-12先の間
	南青山7-10先高樹町交差点~南青山7-1先の間		
3	赤坂3丁目及び周辺	9-翌3	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	重点路線周辺	赤坂通り、みゆき通り、新坂、円通寺通り、ミッドタウンの通り周辺	9-翌3
		表参道周辺	9-20
		環状3号線、並木通り、消防署前通り周辺	9-21
		高樹町通り(骨董通り)周辺	7:30-21
		スタジアム通り周辺	9-19
2	赤坂1~2丁目及び周辺	9-翌3	
3	元赤坂1丁目及び周辺	9-21	
4	南青山地区(南青山5~6丁目)及び周辺	9-21	
5	赤坂小学校、青南小学校、山脇学園の通り周辺	登下校時間帯	
6	赤坂・南青山保育園、青南・中之町幼稚園周辺	通園時間帯	

赤坂警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。